

マイナンバー

1人に1つマイナンバーが通知されます



愛称: マイナちゃん

社会保障・税番号制度がはじまります

国が進める「マイナンバー制度」について、数回に分けてお知らせしています。今回は、「通知カード」「個人番号カード」「住基カード」についてお知らせします。

1 10月5日以降に各世帯に個人番号をお知らせする「通知カード」が届きます。

通知カードは、平成27年10月5日時点に住民票のある住所地へ、世帯主あてに、簡易書留で直接郵送します。皆さんに確実に届けられるようにするため、住民票の住所と異なる住所に住んでいる人は、住所変更の届出をしてください。通知カードは、社会保障・税・災害などの行政手続きが必要となりますので、紛失しないように注意してください。

通知カードが届かない場合は…	通知カードに記載されている住所が変更になった場合は…
受取人不在、住民票の異動などの理由でお手元に届かなかった通知カードは、10月5日時点に住民票のある住所地の市区町村へ返されている場合があります。12月末までに届かなかった場合は市民課へおたずねください。	新しい住所地の市区町村窓口で住所の書き換えをします。通知カードを持参のうえ来庁してください。
市へ返された通知カードの取扱いについて…	受け取った通知カードを紛失した・破損してしまった場合は…
市役所へ返された通知カードは当面の間、市民課で保管し、その後、受取人がいない場合は廃棄処分することになります。廃棄処分した場合、通知カードの再発行申請には手数料がかかりますのでご注意ください。	市民課または各支所の窓口で再交付申請をしてください。通知カードの再発行には本人確認書類と手数料500円が必要です。再交付された通知カードは、後日、郵送で本人へ届きます。

通知カードはDV等被害者、長期の入院・施設入所などやむを得ない場合には、申し出により実際に住んでいるところへ送付することもできます。詳しくは市民課までおたずねください。

通知カードのレイアウト(イメージ)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○市 ■■■市 △△町 ◇丁目 ○番地
▽▽号

平成 5年 3月 31日生 性別 女 ○○市民
発行 平成27年10月31日 1234567890

裏面

- この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。
- 通知カードは住所変更後、住所変更の届出が完了した日から、通知カードが再発行されます。また、通知カードの再発行には手数料がかかります。
- この通知カードを他人に譲渡または譲渡することはできません。
- この通知カードを紛失または破損した場合は、通知カードを再発行する必要があります。

マイナンバー

表面

住所・氏名・生年月日・性別・個人番号が記載

裏面

住所・氏名等の変更時の追記欄

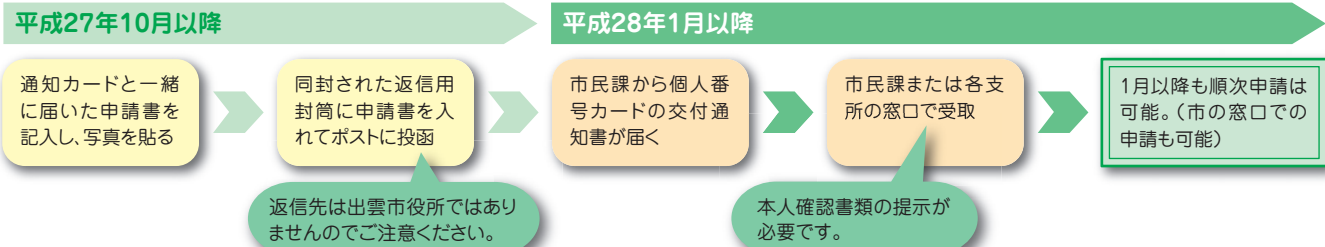
2 平成28年1月から「個人番号カード」の発行が開始されます。

初回発行は無料です

個人番号カードは、ICチップの入ったカードで、次のような場面で利用できます。

- ・マイナンバー(個人番号)の確認書類として。
- ・写真付きの身分証明書として。
- ・証明書自動交付機での利用。
- ・電子証明書(公的個人認証サービス)の媒体として。

個人番号カード申請から交付までの流れ



個人番号カードのレイアウト(イメージ)



個人番号カードの申請は任意です

個人番号カードは必ず申請しなければならないわけではありませんが、平成28年1月以降に住民基本台帳カード(住基カード)の有効期限が切れた場合、同じように利用できるICカードは個人番号カードのみです。今後さまざまな場面での活用が検討されていますので、個人番号カードの申請をお勧めします。個人番号カードを申請された場合は、住基カードを回収します。

③ 住基カードは12月末で発行が終了します。

平成28年1月から個人番号カードの発行が始まると、住基カードは発行できなくなります。

ただし、すでに発行された住基カードは、有効期限までは引き続き利用できます。

有効期限が切れた場合やカードが破損した場合は、住基カードの再発行はできませんので、証明書自動交付機等のサービスを引き続き利用したい場合は、個人番号カードを申請してください。

個人番号カードと住基カードの比較

カード名	住民基本台帳カード(住基カード)	個人番号カード
デザイン		
有効期限	発行から10年間 (在留期間の定めがある外国人の場合は在留期間の満了日まで)	発行から10回目の誕生日まで (20歳未満の場合は5回目の誕生日まで) (在留期間の定めがある外国人の場合は在留期間の満了日まで)
交付	本庁及び平田支所では即日交付 (場合によっては後日交付。12月末で終了)	後日交付 (受取は平成28年1月以降)
発行手数料	新規・再発行ともに無料	初回発行は無料 (再発行の手数料800円)
証明書自動交付機	平成28年1月以降もカードの有効期限までは利用可能	住基カードと同様に利用可能
電子証明書(公的個人認証サービス)	発行から3年間有効 ※すでに発行した電子証明書については、平成28年1月以降も有効期限までは利用可能	発行から5回目の誕生日まで有効 ※個人番号カードに電子証明書を発行した場合、住基カードに発行済の電子証明書は廃止になる。

平成27年度の電子申告[e-TAX]にあたって

平成28年1月以降に、個人番号カードの電子証明書を利用して電子申告を行うことができますが、全国で個人番号カードの申請が集中した場合、カード受取までかなりの期間を要することが予想されます。

個人番号カードの受取が電子申告の期限に間に合わない場合も考えられますので、早めに電子証明書を取得したい場合は、12月末までに住基カードへの電子証明書の発行をお勧めします。

- ・平成28年1月以降は住基カードへの電子証明書の発行はできません。
- ・住基カードへの電子証明書の発行には500円の手数料がかかります。

問い合わせ(国のコールセンター)

【日本語窓口】 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口】 0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

- おたずね/ マイナンバー制度全般について …政策企画課 ☎ 21-6612
- 通知カード・個人番号カードについて …市民課 ☎ 21-2315